

帛の郷
(地域密着型介護老人福祉施設生活介護)

< 運営規程の概要 >

フリガナ	トクベツヨウゴロウジンホームキノノサト	サービスの種類	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護
事業所名	特別養護老人ホーム 帛の郷	事業所番号	1591700131
所在地	〒959-1865	フリガナ	ヤベ ヒデオ
	五泉市本町6丁目7-7	管理者	矢部 秀男
電話番号	0250-47-4300	FAX番号	0250-43-3370
利用定員	29名		
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)	
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)	
その他の費用	食費:1,461円/日 居住費:2,116円/日 特別な食費:実費 理美容:実費 入居者の希望による日常生活費(身の回り品および教養娯楽費):実費 入居者の希望による電化製品使用にかかる電気代:1コンセント:1,200円/月		
協力医療機関	五泉中央病院、中谷医院、笹川歯科医院		

< 従業者の勤務体制 >

職種	員数	備考
管理者	1人	常勤:併設の事業所、他の職務と兼務
医師	1人	嘱託:併設事業所と兼務
生活相談員	1人以上	常勤:併設の事業所、他の職種と兼務
看護職員	2人以上	常勤:併設事業所と兼務
介護職員	10人以上	常勤:併設事業所と兼務
機能訓練指導員	1人以上	常勤:併設事業所と兼務
管理栄養士	1人以上	常勤:併設の事業所、他の職種と兼務
介護支援専門員	1人以上	常勤:他の職種と兼務

< 秘密の保持 >

- 当施設の従業者は、その業務上知り得た入居者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 従業員が当施設の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た入居者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業者は、サービス担当者会議等において入居者の個人情報を用いる場合は入居者の同意を、入居者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

< 虐待防止のための措置 >

- 当事業者は虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し内容を従業者へ周知しています。
- 当事業者は虐待防止のための指針を整備しています。
- 虐待防止のための研修を定期的実施しています。
- 虐待防止のための担当者を定めています。

< 事故発生時の対応 >

- 当事業者は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに入居者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業者は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業者は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

< 緊急時における対応方法 >

- サービス提供中に入居者の体調や容体の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに嘱託医又はあらかじめ事業者が定めた協力病院に連絡する等の必要な措置を講じます。

< 非常災害対策 >

- 当事業者は、施設に所在する地域の環境及び入居者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画を定めています。
- 非常災害、その他の緊急時に備え、年2回以上の避難訓練を実施しています。

< 業務継続計画の策定 >

- 当事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための計画（業務継続計画）を定め、必要な措置を講じています。
- 業務継続計画に従業者に周知し、必要な研修、訓練を実施しています。
- 業務継続計画は必要に応じ見直し、変更を行っています。

< 苦情処理の体制 >

- 「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」とおりとなります。

< 利用料 >

サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として下記の基本料金の1割(一定以上の所得のある方は2割もしくは3割)の額です。

○基本部分

要介護度	基本利用料	利用者負担金(自己負担1割の場合)
要介護1	6,820 円	682 円
要介護2	7,530 円	753 円
要介護3	8,280 円	828 円
要介護4	9,010 円	901 円
要介護5	9,710 円	971 円

※利用料は1日当たりの料金です。

○加算

加算	基本利用料	利用者負担金(自己負担1割の場合)
個別機能訓練加算(Ⅰ)	120 円	12 円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	200 円	20 円
個別機能訓練加算(Ⅲ)	200 円	20 円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1,000 円	100 円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,000 円	200 円
看護体制加算(Ⅰ)イ	120 円	12 円
看護体制加算(Ⅱ)イ	230 円	23 円
ADL維持加算(Ⅰ)	300 円	30 円
ADL維持加算(Ⅱ)	600 円	60 円
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	610 円	61 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,000 円	200 円
若年性認知症利用者受入加算	1,200 円	120 円
日常生活継続支援加算	460 円	46 円
療養食加算(1回)	60 円	6 円
栄養マネジメント強化加算	110 円	11 円
経口移行加算	280 円	28 円
経口維持加算(Ⅰ)	4,000 円	400 円
経口維持加算(Ⅱ)	1,000 円	100 円
自立支援促進加算	3,000 円	300 円
認知症専門ケア加算Ⅰ	30 円	3 円
認知症専門ケア加算Ⅱ	40 円	4 円
配置医師緊急対応加算(早朝・夜間)	6,500 円	650 円
配置医師緊急対応加算(深夜)	13,000 円	1300 円
配置医師緊急対応加算(勤務時間外)	3,250 円	325 円
再入所時栄養連携加算(1回)	2,000 円	200 円
退院時栄養情報連携加算	700 円	70 円
退所時情報提供加算	2,500 円	250 円
特別通院送迎加算	5,940 円	594 円
認知症チームケア加算(Ⅰ)	1,500 円	150 円
認知症チームケア加算(Ⅱ)	1,200 円	120 円
排せつ支援加算(Ⅰ)	100 円	10 円
排せつ支援加算(Ⅱ)	150 円	15 円
排せつ支援加算(Ⅲ)	200 円	20 円
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	30 円	3 円
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	130 円	13 円
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1,000 円	100 円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	100 円	10 円

高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	100 円	10 円	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	50 円	5 円	
新興感染症等施設療養費	2,400 円	240 円	
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	1,000 円	100 円	
協力医療機関連携加算(Ⅱ)	50 円	5 円	
看取り介護加算Ⅰ	死亡日	12,800 円	1280 円
	死亡日前日・前々日	6,800 円	680 円
	死亡日以前4～30日	1,440 円	144 円
	死亡日以前31～45日	720 円	72 円
初期加算	300 円	30 円	
外泊時加算	2,460 円	246 円	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	900 円	90 円	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1,100 円	110 円	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	400 円	40 円	
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	500 円	50 円	
安全対策体制加算	200 円	20 円	
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(基本利用料+すべての加算の合算)×0.090		

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	特別養護老人ホーム帛の郷
申請するサービス種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

措 置 の 概 要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置
苦情担当窓口を次のとおり設置する。

- ①窓口設置場所 五泉市本町6丁目7-7 特別養護老人ホーム帛の郷 事務室
- ②窓口開設時間 午前8時30分 ~ 午後5時30分
- ③苦情受付担当者 山田 久子
- ④苦情解決責任者 矢部 秀男
- ⑤電話番号 0250-47-4300

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

①相談及び苦情の対応

相談又は苦情があった場合、原則として担当者が対応する。担当者が対応できない場合は、取り次いだ職員が対応し、その旨すぐに担当者に報告する。

②確認事項

相談又は苦情については、次の事項について確認する。⇒ 相談又は苦情のあった利用者の氏名、提供したサービスの種類、提供した年月日及び時間、担当した職員の氏名(利用者が分かる場合)、具体的な苦情・相談の内容、その他参考事項。

③相談及び苦情処理期限の説明

相談及び苦情の相手方に対し、対応した職員の氏名を名乗るとともに相談・苦情を受け付けた内容について、回答する期限を併せて説明する。

④相談及び苦情処理

概ね次の手順により、相談及び苦情について処理する。

ア、事業内容において、解決責任者及び管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催する。

イ、サービスを提供した職員等からの概況説明聴取。

ウ、問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についての検討会を開催する。

エ、文書により回答を作成し、管理者が事情説明を利用者並びに家族に対して直接行った上で、文書を渡す。

オ、苦情処理の場合、個人情報を除き苦情解決実績を運営推進委員会及び国民健康保険連合会に対して報告を行い、事業報告等に掲載し公表する。

カ、事業実施マニュアル等において改善点を明記し、再発防止を図る。

3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等(居宅介護支援事業者の場合記入)

4 その他参考事項

サービスの提供にあたり、利用者から苦情があがらないよう日々処遇技術の向上並びに接遇についても施設内外の各種研修会等に積極的に参加し、より利用者から喜ばれる事業所として、職員指導を実施していく。

帛の郷
(介護予防) 短期入所生活介護

< 運営規程の概要 >

フリガナ	トクベツヨウゴロウジンホームキヌノサト		サービスの種類	(介護予防)短期入所生活介護
事業所名	特別養護老人ホーム 帛の郷		事業所番号	1571700754
所在地	〒959-1865 五泉市本町6丁目7-7		フリガナ	ヤベ ヒデオ
			管理者	矢部 秀男
電話番号	0250-47-4300		FAX番号	0250-43-3370
利用定員	空床型			
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)		
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)		
その他の費用	食費:朝食324円、昼食720円、夕食417円 居住費:2,116円/日 キャンセル料:720円 テレビ貸出:50円/日 特別な食費:実費 理美容:実費 入居者の希望による日常生活費(身の回り品および教養娯楽費):実費			
通常を送迎地域	五泉市、新潟市、阿賀町、阿賀野市			
協力医療機関	五泉中央病院、中谷医院、笹川歯科医院			

< 従業者の勤務体制 >

職種	員数	備考
管理者	1人	常勤:併設の事業所、他の職務と兼務
医師	1人	嘱託:併設事業所と兼務
生活相談員	1人以上	常勤:併設の事業所、他の職種と兼務
看護職員	2人以上	常勤:併設事業所と兼務
介護職員	10人以上	常勤:併設事業所と兼務
機能訓練指導員	1人以上	常勤:併設事業所と兼務
管理栄養士	1人以上	常勤:併設の事業所、他の職種と兼務

< 秘密の保持 >

- 当施設の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 従業員が当施設の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

< 虐待防止のための措置 >

- 当事業者は虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し内容を従業者へ周知しています。
- 当事業者は虐待防止のための指針を整備しています。
- 虐待防止のための研修を定期的実施しています。
- 虐待防止のための担当者を定めています。

< 事故発生時の対応 >

- 当事業者は、利用者に対する短期入所サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、介護支援専門員または地域包括支援センター及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業者は、利用者に対する短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業者は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

< 緊急時における対応方法 >

- サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医又は協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じます。

< 非常災害対策 >

- 当事業者は、施設に所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画を定めています。
- 非常災害、その他の緊急時に備え、年2回以上の避難訓練を実施しています。

< 業務継続計画の策定 >

- 当事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための計画（業務継続計画）を定め、必要な措置を講じています。
- 業務継続計画に従業者に周知し、必要な研修、訓練を実施しています。
- 業務継続計画は必要に応じ見直し、変更を行っています。

< 苦情処理の体制 >

- 「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」のとおりとなります。

< 利用料 >

サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として下記の基本料金の1割(一定以上の所得のある方は2割もしくは3割)の額です。

○基本部分

要介護度	基本利用料	利用者負担金(自己負担1割の場合)
要支援1	5,610 円	561 円
要支援2	6,810 円	681 円
要介護1	7,460 円	746 円
要介護2	8,150 円	815 円
要介護3	8,910 円	891 円
要介護4	9,590 円	959 円
要介護5	10,280 円	1028 円

※利用料は1日当たりの料金です。

○加算

加算	基本利用料	利用者負担金(自己負担1割の場合)
機能訓練体制加算	120 円	12 円
個別機能訓練加算	560 円	56 円
看護体制加算(Ⅰ)	40 円	4 円
看護体制加算(Ⅱ)	80 円	8 円
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	200 円	20 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,000 円	200 円
若年性認知症利用者受入加算	1,200 円	120 円
送迎加算(片道)	1,840 円	184 円
療養食加算(1回)	80 円	8 円
サービス提供体制加算(Ⅰ)	220 円	22 円
認知症専門ケア加算Ⅰ	30 円	3 円
認知症専門ケア加算Ⅱ	40 円	4 円
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1,000 円	100 円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	100 円	10 円
緊急短期入所受入加算	900 円	90 円
医療連携強化加算	580 円	58 円
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(基本利用料+すべての加算の合算)×0.090	

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	特別養護老人ホーム帛の郷
申請するサービス種類	空床型（介護予防）短期入所生活介護

措 置 の 概 要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置
苦情担当窓口を次のとおり設置する。

- ①窓口設置場所 五泉市本町6丁目7-7 特別養護老人ホーム帛の郷 事務室
- ②窓口開設時間 午前8時30分 ～ 午後5時30分
- ③苦情受付担当者 山田 久子
- ④苦情解決責任者 矢部 秀男
- ⑤電話番号 0250-47-4300

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

①相談及び苦情の対応

相談又は苦情があった場合、原則として担当者が対応する。担当者が対応できない場合は、取り次いだ職員が対応し、その旨すぐに担当者に報告する。

②確認事項

相談又は苦情については、次の事項について確認する。⇒ 相談又は苦情のあった利用者の氏名、提供したサービスの種類、提供した年月日及び時間、担当した職員の氏名(利用者が分かる場合)、具体的な苦情・相談の内容、その他参考事項。

③相談及び苦情処理期限の説明

相談及び苦情の相手方に対し、対応した職員の氏名を名乗るとともに相談・苦情を受け付けた内容について、回答する期限を併せて説明する。

④相談及び苦情処理

概ね次の手順により、相談及び苦情について処理する。

ア、事業内容において、解決責任者及び管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催する。

イ、サービスを提供した職員等からの概況説明聴取。

ウ、問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についての検討会を開催する。

エ、文書により回答を作成し、管理者が事情説明を利用者並びに家族に対して直接行った上で、文書を渡す。

オ、苦情処理の場合、個人情報を除き苦情解決実績を運営推進委員会及び国民健康保険連合会に対して報告を行い、事業報告等に掲載し公表する。

カ、事業実施マニュアル等において改善点を明記し、再発防止を図る。

3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等(居宅介護支援事業者の場合記入)

4 その他参考事項

サービスの提供にあたり、利用者から苦情があがらないよう日々処遇技術の向上並びに接遇についても施設内外の各種研修会等に積極的に参加し、より利用者から喜ばれる事業所として、職員指導を実施していく。